

1. 件 名：廃止措置段階の原子炉施設における原子力災害対策特別措置法
について

2. 日 時：令和2年10月30日 13:35～14:10

3. 場 所：原子力規制庁3階 ERC

4. 出席者

原子力規制庁 緊急事案対策室

児玉企画調整官、落防災専門官、平野室長補佐、宮地防災専門官

日本原子力発電株式会社

廃止措置プロジェクト推進室 プロジェクト管理GM 他3名

5. 要 旨

日本原子力発電株式会社から、配付資料（資料1）に基づき、廃止措置段階の原子炉施設における原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）の適用除外に係る検討について、説明があった。

原子力規制庁より、原災法の適用除外については、施設の有するリスクのみで整理するのではなく、原災法施行例第1条のみならず、関連法令を丁寧に確認し、原子力事業者から除かれる者の指定のために必要な要件への適合性を整理するよう伝えた。

また、同概要説明で示された令和2年2月の原子力災害対策指針の改正における「火災、爆発その他これらに類する事象の定義」の解釈については、遮へい又は閉じ込め機能に異常が生じ、放射性物質又は放射線が管理区域外又は輸送容器外へ放出及び拡散し、敷地外に影響を及ぼすおそれのある事象としており、放射性物質を静的に保管・管理している状態で有ることのみを持って上記定義に該当しないとすることは早計である旨を伝えた。

日本原子力発電株式会社から、本日の面談を踏まえ、対応する旨回答があった。

6. その他

配布資料

資料1：「廃止措置段階の原子炉施設における原子力災害対策特別措置法の適用に係る検討について」